

別表1（第21条関係）

給料算出基準表

算出基礎	備考
<p>給料の額 = {(基準額 + 勤務年数に応じた加算額) × 173.4} + 役職に応じた加算額</p> <p>* 給料の額の100円未満については四捨五入をする</p> <p>* 給料額の変更は、所定様式により嘱託職員に通知する</p> <p>○基準額</p> <p>A：地域別最低賃金時間額に263円を加えた額 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、管理栄養士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、保育士、幼稚園・学校教諭、社会保険労務士、司法書士、その他会長が認める資格を有する者</p> <p>B：地域別最低賃金時間額に163円を加えた額 介護職員実務者研修修了（名称を問わず同等の資格を含む）、社会福祉主事任用資格、栄養士、放課後児童支援員等資質向上研修を修了した者、その他会長が認める資格を有する者</p> <p>C：地域別最低賃金時間額に112円を加えた額 調理師、放課後児童支援員認定資格研修を修了した者、その他会長が認める資格を有する者</p> <p>D：地域別最低賃金時間額に83円を加えた額 上記以外の者</p> <p>* 嘱託職員が雇用期間中に上記Aの資格を基本とするさらに上位の資格を取得、または上位の研修等を修了したときは、基準額を超えて加算を行うことが出来るものとし、その額は会長が定める。新たな基準額の適用については、届出のあった日の属する月の翌月とする。また、上記の資格を取得し基準額を変更する必要が生じた場合も同様とする。</p> <p>* 上記A、B及びCの有資格者であって、その資格を要する（当該資格があることが望ましい職務を含む）職務でなければDを適用する。但し、業務・人事管理上の都合により異動があった場合等はこの限りではない。</p> <p>* 臨時雇用職員からの採用区分変更により嘱託職員となった者の基準額は、臨時雇用職員として適用を受けた直近の時間給とする。</p> <p>* 最低賃金改正に伴う基準額の変更は発効日より適用する。但し、改正により新たな基準額が従前の基準額を下回った場合は、従前の基準額を適用するものとする。</p> <p>○勤務年数に応じた加算額</p> <p>嘱託職員としての勤務が1年を超える者 5円</p>	

嘱託職員としての勤務が2年を超える者	10円
〃 3年 〃	15円
〃 4年 〃	20円
〃 5年 〃	25円
〃 6年 〃	30円
〃 7年 〃	35円
〃 8年 〃	40円
〃 9年 〃	45円
〃 10年 〃	50円

* 10年以降は上記同様に1年につき5円を加算する。

* 勤務年数に応じた加算は毎年4月1日に適用するものとする

○役職に応じた加算額

一般職	0円
主任の職	20,000円
係長の職	50,000円
事務局長の職	100,000円

○勤務成績による加算額

特に勤務成績が優秀であると認められる嘱託職員は上記加算額の範囲を超えて加算を行うことが出来るものとし、その額は会長が定める。

別表2（第25条関係）

勤勉手当算出基準表

算 出 基 礎	備 考						
<p>○6月分 支給日（6月30日） 基準日（6月1日） 基準期間（12月2日～6月1日） 勤勉手当の額＝80,000円×勤務成績等</p> <p>○12月分 支給日（12月10日） 基準日（12月1日） 基準期間（6月2日～12月1日） 勤勉手当の額＝100,000円×勤務成績等</p> <p>*介護職員処遇改善加算（名称を問わず同様の制度を含む）に該当する嘱託職員には、当該制度に係る勤勉手当を、また、その他の嘱託職員については同額の勤勉手当を別途支給する。この勤勉手当の支給額、支給日及び支給範囲は会長が定めるとともに、勤務成績等の率は下記を準用する。</p>	<p>支給日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に該当するときは前日若しくは金融機関の直近営業日を支給日とする。</p>						
<p>○勤務成績等の率</p> <table border="0"> <tr> <td>基準期間中の出勤日数が所定労働日数の8割以上</td> <td>100／100</td> </tr> <tr> <td>基準期間中の出勤日数が所定労働日数の6割以上8割未満</td> <td>80／100</td> </tr> <tr> <td>基準期間中の出勤日数が所定労働日数の6割未満</td> <td>60／100</td> </tr> </table> <p>但し、基準期間中の勤務成績が特に優秀であると認められる場合には、規定値を上回る数値を設定することが出来る。また、基準期間中の勤務成績が特に不良であると認められる場合には、規定値を下回る数値を設定することが出来る。</p>	基準期間中の出勤日数が所定労働日数の8割以上	100／100	基準期間中の出勤日数が所定労働日数の6割以上8割未満	80／100	基準期間中の出勤日数が所定労働日数の6割未満	60／100	
基準期間中の出勤日数が所定労働日数の8割以上	100／100						
基準期間中の出勤日数が所定労働日数の6割以上8割未満	80／100						
基準期間中の出勤日数が所定労働日数の6割未満	60／100						

別表3（第26条関係）

退職一時金算出基準表

算 出 基 礎	備 考
<p>退職一時金の額 = 36千円 × 勤務日数</p> <hr/> <p>○勤務年数（4月1日～翌年3月31日を1年とする）は嘱託職員としての勤務通算年数とする。</p> <p>○退職一時金は、当該事由の発生した日から2ヵ月以内に支給するものとする。</p>	